新宿区吹付けアスベスト対策助成等要綱事務取扱要領

22新都建監第42号 平成22年6月11日

29新都建調第52号 平成29年4月 3日

3 新都建調第 2 7 4 0 号 令和 4 年 3 月 3 1 日

6 新都建調第 2 5 8 4 号 最終改正 令和 7 年 3 月 7 日

(趣旨)

第1条 この要領は、新宿区吹付けアスベスト対策助成等要綱(平成29年6月30日付29 新都建調第603号。以下「要綱」という。)に基づく事務の取扱いについて、必要な事項を 定めるものとする。

(通則)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

(アスベスト含有調査費のうち助成対象となる費用)

- 第3条 要綱第6条第1号に規定するアスベスト含有調査費のうち助成対象となる費用は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) アスベスト含有調査費(アスベスト含有調査は、一の建築物あたり一箇所行うものとする。 ただし、対象建築物において、年代の異なる増築が行われている場合又は設計図書等によ り複数の吹付け材の使用が明らかな場合はこの限りでない。)
 - (2) アスベスト含有調査等報告書作成費

(アスベスト除去等工事費のうち助成対象となる費用)

- 第4条 要綱第6条第2号に規定するアスベスト除去等工事費のうち助成対象となる費用は、 次の各号に定めるところによる。
 - (1) 吹付けアスベスト除去等に係る工事費(仮設工事費、アスベスト除去・封じ込め及び囲い込み工事費、除去アスベストの投入・密閉費、除去室にある設備機器密封・前処理費、積み込み・運搬費、処分費等)
 - (2) 関連工事等の費用
 - ア 実施設計計画費 (工事計画策定費、実施設計費)
 - イ アスベスト除去工事後の耐火被覆工事費
 - ウ 大気環境中のアスベスト濃度の測定費

(申請書に添付すべき書類)

第5条 要綱第8条及び第19条に規定する申請手続きにおける関係書類は別表のとおりとする。

(着手届に添付すべき書類)

- 第6条 要綱第12条に規定する着手届の関係書類は次の各号に定めるところによる。
 - (1) 契約書の写し
 - (2) アスベスト除去等工事を開始する前に行った関係法令等の届出書の写し(アスベスト除去等工事に限る。)
 - (3) アスベスト除去等工事を開始する前に行った関係法令等に基づく看板等の設置状況のわかる写真(アスベスト除去等工事に限る。)

(変更届に添付すべき書類)

第7条 要綱第13条に規定する変更申請書及び軽微な変更届の関係書類は、第5条に規定する 交付申請書に添付する書類のうち変更に係る部分のみとする。

(完了報告書に添付すべき書類)

- 第8条 要綱第15条に規定する完了報告書の関係書類は次の各号に定めるところによる。
 - (1)アスベスト含有調査
 - ①アスベスト含有調査を行った者が発行した分析調査結果報告書等(建築物の所在地、建物名称、採取日、調査機関の名称、調査方法、採取中の写真(実施日が分かるもの)、吹付け材の種類等がわかるもの等)
 - ②費用明細書
 - ③調査に要した経費に係る領収書その他の書類(以下「領収書等」という。)の写し。
- (2) アスベスト除去等工事
 - ①アスベスト除去等工事を行った者が発行した除去等結果報告書
 - ②除去等工事が完了した後に行った関係法令等の報告書又は届出書の写し
 - ③それぞれの作業状況がわかる施工写真及び完了写真(実施日が分かるもの)
 - ④アスベスト廃材の処分に関する法令等の届出書の写し及び適切に処理したことを証する 書類の写し
 - ⑤費用明細書
 - ⑥除去等工事に要した費用に係る領収書等の写し。

附則

この要領は、平成22年 7月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年 4月 3日から施行する。

附則

この要領は、令和4年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年 4月 1日から施行する。

別表

提出書類	調査員派遣			調査費助成			除去等工事費助成		
	個人	法人	区分所有	個人	法人	区分所有	個人	法人	区分所有
写真(建物外観、吹付材、吹付材のある場所等)	0			0			0		
平面図等(実施箇所が分かるもの)	0			0			0		
建物の所有権を証する書面 (建物の登記簿謄本等(土地の登記簿は不要))	0			0			0		
調査又は工事業者の見積書	_			〇 2者以上			〇 3 者以上※		
建築物石綿含有建材調査者登録証等の写し	_			0			0		
アスベスト調査又は工事に係る業者の 経歴(実績)書	_			0			0		
アスベスト除去等工事施工計画書	_			_			0		
アスベスト除去等工事を行う者の関係法令等の資格 証の写し	_			_			0		
アスベスト除去数量の積算根拠資料	_			_			0		
アスベスト含有調査結果報告書	_			_			0		
法人登記簿謄本等	_	0	_	_	0	_	_	0	_
常時雇用の従業員数がわかるもの	_	0	_	_	0	_	_	0	_
区市町村民税納税証明	_			_			0	_	_
アスベスト調査又は工事実施についての 管理組合等の議決決定書類の写し	_	_	0	_	_	0	_	_	0

※一戸建て住宅は2者以上、一戸建て住宅以外は3者以上

- ・所有者以外の者が所有者の承諾を得て助成等対象者となる場合のみ承諾書が必要。
- ・共有名義の建築物の場合、助成等対象者を除く共有者全員の同意書が必要。
- ・マンション等区分所有の建築物の場合、管理組合等の決議がわかる書類が必要。